

特定給食施設開始(再開)届 記入上の注意
※その他の給食施設も準じる

1	提出期限	開始届:給食を開始した日から1月以内に提出する。 再開届:給食施設を休止(30日以上休止)し、再び開始した日から1月以内に提出する。
2	提出先	・施設の所在地を所轄する保健所
3	届出者名称等	・提出者は、当該給食施設の設置者とする。(病院と老人保健施設併設の場合などは、主たる施設の設置者が提出者となる。) ・施設の名称、施設の所在地(郵便番号含む)、電話番号、設置者の氏名、設置者の住所を記入する。 ・設置者とは施設の開設者のことであり、委託給食の場合も、設置者は施設側(委託側)となる。 ・設置者が法人であるときは、設置者氏名欄に法人の名称、代表者の氏名、設置者の住所および電話番号欄に主たる事務所の所在地、電話番号を記入する。
4	給食開始(再開)年月日	・給食施設を開始又は再開した日を記入する。 ・調理従事者を施設の設備等に慣れさせる等の目的で試行的に施設を稼働させる日はこれに含めない。
5	管理者名	・「管理者名」は当該給食施設の長(学校長、病院長、工場長等)の職名、氏名を記入する。委託給食の場合も、給食施設の管理者は施設側(委託側)となる。
6	栄養部門の責任者名	・調理、給食の実質の責任者となっている者の職名と氏名を記入する。 ・給食業務の全部を委託し、委託側(施設側)に該当者がいない場合は、受託側(委託先)の責任者の職・氏名を記入する。 ・給食業務の一部を委託(調理業務のみ・洗浄業務のみ)している場合は、委託側(施設側)責任者の職・氏名を書く。
7	施設の種類の種類	7 施設の種類の種類 ①【学校】学校教育法に規定する学校及びこれらに類するものをいう。 ②【病院】医療法に規定する病院をいう。 ③【介護老人保健施設】介護保険法に規定する介護老人保健施設をいう。 ④【介護医療院】介護保険法に規定する介護医療院をいう。 ⑤【特別養護老人ホーム】介護保険法に規定する介護老人福祉施設をいう。 ⑥【老人福祉施設】老人福祉法に規定する老人福祉施設をいう。 ただし、ここでいう老人福祉施設は特別養護老人ホームを含めない。 ⑦【児童福祉施設】児童福祉法に規定する施設及び社会福祉法に規定する事業で児童福祉に係わる施設をいう。 ⑧【社会福祉施設】生活保護法、身体障害者福祉法及び売春防止法に規定する施設並びに社会福祉法に規定する事業に係わる施設で社会福祉に関する施設をいう。ただし、ここでいう社会福祉施設は特別養護老人ホーム、老人福祉施設、児童福祉施設を含めない。 ⑨【事業所】労働基準法に規定する事業所又は事務所。 ⑩【寄宿舍】学生または労働者を寄宿させる施設 ⑪【矯正施設】刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に規定する刑事施設及び少年監獄並びに少年院法に規定する少年院及び少年鑑別所 ⑫【一般給食センター】特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給している施設であって①から⑧、⑪に該当しない施設 ⑬【その他の施設】①から⑫に該当しない施設 ・施設の種類の種類は上記の①から⑬の中から該当するものを○で囲む。 ・病院、診療所は病床数、介護医療院、介護老人保健施設及び老人福祉施設は入所定員数をそれぞれ記入する。
8	給食運営方式	・直営、委託の該当する方を○で囲む。 ・米飯やパンを外注している場合は委託には該当しない。 ・委託とは、給食業務の全部【病院、診療所等の院外調理を含む】又は給食業務の一部(調理業務のみ、洗浄業務のみ)を委託する場合をいう。委託の場合は、委託先の名称、所在地、代表者氏名、電話番号を記入する。
9	給食管理担当部課(科)	・給食の運営管理に係わる諸事項を統括管理している施設側の担当部課名及び電話番号を記載する。 (例:総務課 Tel△△-△△△△)
10	給食数	・各食ごとの予定給食数及び1日の予定給食数(職員の予定給食数を含む。)を記入する。職員予定給食数は()に再掲する。 ・食数は、朝食、昼食、夕食、夜食、その他(おやつ等)に区分し、それぞれ提供する食事形態[主食・副食とも提供、副食のみ提供、それ以外はその他(例:保育所では、ミルク等)]別に食数を記入する。 ・その日によって給食を利用するかしないかを選択できる選択食や、利用者が主食・副食を自由に組み合わせるカフェテリア方式を導入する場合の給食数は、利用者数を把握のうえ記入する。
11	管理栄養士・栄養士の配置	・当該給食施設に、管理栄養士・栄養士の配置が有る場合は、「設置者(委託者)側」と、「受託者側」に分け、「常勤」「非常勤」の形態で、当該施設に何人の管理栄養士、栄養士を配置しているかを記入する。 ・「常勤」とは、常時雇用されている職員のことを指し、「非常勤」とは、それ以外の勤務形態にある者をいう。 ・管理栄養士を、1人ないし複数配置している場合には、「管理栄養士の代表者氏名」と、管理栄養士登録証/免許に記載されている「管理栄養士名簿登録番号」を記入する。
12	添付書類	・給食施設を新規に開設する場合は平面図及び厨房内の機器等の配置図を添付する。 ・給食業務の全部又は一部を委託する場合は、委託契約書の写しを添付する。 ・学校給食センターや、病院や社会福祉施設で外部へのデイスサービスへの配送や一般給食センター等が、給食を配送している場合は、配送先(校)の名称とそれに対応する、給食数を記入し、詳細と全体の食数がかかるものを添付する。